

議案第 4 2 号

岩倉市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

岩倉市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成20年岩倉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「に係る有償契約」を「に関する有償契約」に改める。

第4条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の岩倉市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。